

文教委員会資料

令和8年第2回定例会提出予定議案の説明

議案第92号 川崎市市民館条例の一部を改正する条例の制定について

資料 川崎市市民館条例の一部を改正する条例の制定について

参考資料1 川崎市市民館条例の一部を改正する条例新旧対照表

参考資料2 川崎市市民館条例及び川崎市立図書館条例の一部改正について

令和8年5月28日
教育委員会事務局

川崎市市民館条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正理由

民間事業者のノウハウやマンパワー等を有効に活用しながら、市民館の事業・サービスの質を向上させつつ、これまで本市が培ってきた知識・経験の継続や、公共性に配慮した上で、新たな管理・運営手法として幸市民館及び幸市民館日吉分館に指定管理者制度を導入する。

2 指定管理者制度導入の経緯

令和3年3月に策定した「今後の市民館・図書館のあり方」の実現に向け、効率的・効果的な管理・運営手法を検討し、令和4年8月に策定した「市民館・図書館の管理・運営の考え方」において、市民館に指定管理者制度の導入を進めることとした。

3 改正内容

- (1) 幸市民館及び幸市民館日吉分館の管理を指定管理者に行わせることとするもの
- (2) 幸市民館及び幸市民館日吉分館について、利用料金制を導入するもの

4 施行期日

規則で定める日。ただし、幸市民館及び幸市民館日吉分館に係る指定管理者の指定の手続については、公布の日

川崎市市民館条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後		改正前																																											
<p>○川崎市市民館条例 昭和47年3月28日条例第38号 (指定管理者)</p> <p>第4条の2 教育委員会(以下「委員会」という。)は、法人その他の団体であって次の要件を満たすものとしてその指定するもの(以下「指定管理者」という。)に市民館(川崎市宮前市民館及び川崎市宮前市民館菅生分館を除く。以下この条から第4条の4まで、第4条の5第2項及び第11条の2において同じ。)の管理を行わせる。</p> <p>(1) 市民館の管理を行うに当たり、市民の平等な利用が確保できること。 (2) 事業計画書の内容が、市民館の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。 (3) 事業計画書の内容に沿った市民館の管理を安定して行う能力を有すること。</p> <p>2 前項の指定を受けようとするものは、事業計画書その他委員会が必要と認める書類を委員会に提出しなければならない。 3 委員会は、第1項の指定をしたときは、その旨を告示する。</p> <p>別表第1(第11条関係)</p> <p>1 施設使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">種別</th> <th colspan="4">金額</th> </tr> <tr> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> <th>全日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">ホ一 ル</td> <td>大ホール</td> <td>7,390円</td> <td>9,850円</td> <td>17,020円</td> <td>34,260円</td> </tr> <tr> <td>一宮前</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		種別		金額				午前	午後	夜間	全日	ホ一 ル	大ホール	7,390円	9,850円	17,020円	34,260円	一宮前					<p>○川崎市市民館条例 昭和47年3月28日条例第38号 (指定管理者)</p> <p>第4条の2 教育委員会(以下「委員会」という。)は、法人その他の団体であって次の要件を満たすものとしてその指定するもの(以下「指定管理者」という。)に市民館(川崎市幸市民館、川崎市宮前市民館、川崎市幸市民館日吉分館及び川崎市宮前市民館菅生分館を除く。以下この条から第4条の4まで、第4条の5第2項及び第11条の2において同じ。)の管理を行わせる。</p> <p>(1) 市民館の管理を行うに当たり、市民の平等な利用が確保できること。 (2) 事業計画書の内容が、市民館の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。 (3) 事業計画書の内容に沿った市民館の管理を安定して行う能力を有すること。</p> <p>2 前項の指定を受けようとするものは、事業計画書その他委員会が必要と認める書類を委員会に提出しなければならない。 3 委員会は、第1項の指定をしたときは、その旨を告示する。</p> <p>別表第1(第11条関係)</p> <p>1 施設使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">種別</th> <th colspan="4">金額</th> </tr> <tr> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> <th>全日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">ホ一 ル</td> <td>大ホール</td> <td>7,390円</td> <td>9,850円</td> <td>17,020円</td> <td>34,260円</td> </tr> <tr> <td>幸 一宮前 リハーサル</td> <td>560円</td> <td>1,230円</td> <td>1,680円</td> <td>3,470円</td> </tr> </tbody> </table>		種別		金額				午前	午後	夜間	全日	ホ一 ル	大ホール	7,390円	9,850円	17,020円	34,260円	幸 一宮前 リハーサル	560円	1,230円	1,680円	3,470円
種別				金額																																									
		午前	午後	夜間	全日																																								
ホ一 ル	大ホール	7,390円	9,850円	17,020円	34,260円																																								
	一宮前																																												
種別		金額																																											
		午前	午後	夜間	全日																																								
ホ一 ル	大ホール	7,390円	9,850円	17,020円	34,260円																																								
	幸 一宮前 リハーサル	560円	1,230円	1,680円	3,470円																																								

改正後							改正前							
種別		9時～12時	1時～5時	5時30分～9時	9時～9時		種別		9時～12時	1時～5時	5時30分～9時	9時～9時		
会議室	大会議室	— 宮前	3,920円	5,480円	7,050円	16,450円		大会議室	幸 宮前	3,920円	5,480円	7,050円	16,450円	
	第1会議室	— 宮前	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円		第1会議室	幸 宮前	<u>2,120円</u>	<u>2,680円</u>	<u>3,470円</u>	<u>8,270円</u>	
	第2会議室	— 宮前	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円		第2会議室	幸 宮前	<u>1,230円</u>	<u>1,790円</u>	<u>2,240円</u>	<u>5,260円</u>	
	第3会議室	— 宮前	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円		第3会議室	幸 宮前	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円	
	第4会議室	— 宮前	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円		第4会議室	幸 宮前	<u>1,230円</u>	<u>1,790円</u>	<u>2,240円</u>	<u>5,260円</u>	
	集会室	菅生	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円		集会室	菅生	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円	
								音楽室	幸	<u>2,120円</u>	<u>2,680円</u>	<u>3,470円</u>	<u>8,270円</u>	
教養室	和室	— 宮前	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円		和室	幸 宮前	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円	
		菅生	890円	1,000円	1,340円	3,230円			日吉 菅生	<u>670円</u>	<u>780円</u>	<u>1,120円</u>	<u>2,570円</u>	
	料理室	— 宮前	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円		料理室	幸 宮前	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円	
	実習室	— 宮前	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円		実習室	幸 宮前	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円	
									日吉	<u>890円</u>	<u>1,000円</u>	<u>1,340円</u>	<u>3,230円</u>	
	視聴覚室	宮前	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円		視聴覚室	宮前	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円	
	学習室	菅生	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円		学習室	菅生	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円	
							第1学習室	日吉	<u>890円</u>	<u>1,000円</u>	<u>1,340円</u>	<u>3,230円</u>		

改正後							改正前																						
								第2学習室	日吉	890円	1,000円	1,340円	3,230円																
								第3学習室	日吉	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円																
								第4学習室	日吉	890円	1,000円	1,340円	3,230円																
	体育室	宮前	330円	560円	1,120円	2,010円		体育室	幸宮前	330円	560円	1,120円	2,010円																
備考 1 土曜日、日曜日及び休日に利用する場合は、規定使用料の2割を増徴する。							備考 1 土曜日、日曜日及び休日に利用する場合は、規定使用料の2割を増徴する。																						
備考 2 利用許可の時間を超えて利用する場合は、超過時間1時間(30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。)につき、その直前の利用時間区分における施設使用料の2割(1円未満の端数は、切り捨てる。)を増徴する。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の施設使用料は、無料とする。							備考 2 利用許可の時間を超えて利用する場合は、超過時間1時間(30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。)につき、その直前の利用時間区分における施設使用料の2割(1円未満の端数は、切り捨てる。)を増徴する。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の施設使用料は、無料とする。																						
備考 3 大ホールの利用について入場料を徴収する場合は、次の表の入場料金の区分に従い、規定使用料に増徴の割合を乗じて得た額を増徴する。							備考 3 大ホールの利用について入場料を徴収する場合は、次の表の入場料金の区分に従い、規定使用料に増徴の割合を乗じて得た額を増徴する。																						
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>入場料金</th> <th>増徴の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,000円未満</td> <td>5割</td> </tr> <tr> <td>1,000円以上3,000円未満</td> <td>10割</td> </tr> <tr> <td>3,000円以上</td> <td>20割</td> </tr> </tbody> </table>				入場料金	増徴の割合	1,000円未満	5割	1,000円以上3,000円未満	10割	3,000円以上	20割				<table border="1"> <thead> <tr> <th>入場料金</th> <th>増徴の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,000円未満</td> <td>5割</td> </tr> <tr> <td>1,000円以上3,000円未満</td> <td>10割</td> </tr> <tr> <td>3,000円以上</td> <td>20割</td> </tr> </tbody> </table>				入場料金	増徴の割合	1,000円未満	5割	1,000円以上3,000円未満	10割	3,000円以上	20割
入場料金	増徴の割合																												
1,000円未満	5割																												
1,000円以上3,000円未満	10割																												
3,000円以上	20割																												
入場料金	増徴の割合																												
1,000円未満	5割																												
1,000円以上3,000円未満	10割																												
3,000円以上	20割																												
2 設備使用料							2 設備使用料																						
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1式、1台、1本、1列、1基、1枚、1個、1脚、1双、1張、1キロワットその他1単位 1回</td> <td>5,600円</td> </tr> </tbody> </table>				単位	金額	1式、1台、1本、1列、1基、1枚、1個、1脚、1双、1張、1キロワットその他1単位 1回	5,600円				<table border="1"> <thead> <tr> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1式、1台、1本、1列、1基、1枚、1個、1脚、1双、1張、1キロワットその他1単位 1回</td> <td>5,600円</td> </tr> </tbody> </table>				単位	金額	1式、1台、1本、1列、1基、1枚、1個、1脚、1双、1張、1キロワットその他1単位 1回	5,600円								
単位	金額																												
1式、1台、1本、1列、1基、1枚、1個、1脚、1双、1張、1キロワットその他1単位 1回	5,600円																												
単位	金額																												
1式、1台、1本、1列、1基、1枚、1個、1脚、1双、1張、1キロワットその他1単位 1回	5,600円																												
備考 1 本表においては、午前、午後及び夜間をそれぞれ1回として扱う。							備考 1 本表においては、午前、午後及び夜間をそれぞれ1回として扱う。																						
備考 2 利用許可の時間を超えて利用する場合は、超過時間1時間(30							備考 2 利用許可の時間を超えて利用する場合は、超過時間1時間(30																						

改正後

分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。)につき、設備使用料の2割相当額を増徴する。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の設備使用料は、無料とする。

別表第2 (第11条の2関係)

1 施設利用料

種別			金額			
			午前	午後	夜間	全日
			9時～ 11時30分	0時30分～ 4時30分	5時30分～ 9時	9時～9時
ホール	大ホール	幸 高津 多摩 麻生	7,390円	9,850円	17,020円	34,260円
		中原	4,140円	6,160円	10,190円	20,490円
ホール	リハーサル室	幸 高津	560円	1,230円	1,680円	3,470円
		多摩	1,120円	2,460円	3,360円	6,940円
種別			9時～12時	1時～5時	5時30分～ 9時	9時～9時
会議室	大会議室	幸 高津 多摩 麻生	3,920円	5,480円	7,050円	16,450円
	第1会議室	幸	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円

改正前

分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。)につき、設備使用料の2割相当額を増徴する。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の設備使用料は、無料とする。

別表第2 (第11条の2関係)

1 施設利用料

種別			金額			
			午前	午後	夜間	全日
			9時～ 11時30分	0時30分～ 4時30分	5時30分～ 9時	9時～9時
ホール	大ホール	中原	4,140円	6,160円	10,190円	20,490円
		高津 多摩 麻生	7,390円	9,850円	17,020円	34,260円
ホール	リハーサル室	高津	560円	1,230円	1,680円	3,470円
		多摩	1,120円	2,460円	3,360円	6,940円
種別			9時～12時	1時～5時	5時30分～ 9時	9時～9時
会議室	大会議室	高津 多摩 麻生	3,920円	5,480円	7,050円	16,450円
	第1会議室	高津 多摩 麻生	_____	_____	_____	_____

改正後								改正前							
教養		中原	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円	中原	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円				
		高津					高津								
		多摩	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円	多摩	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円				
		麻生					麻生								
	第2会議室	幸	中原	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円	—	中原	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円		
			高津					高津							
		多摩	890円	1,000円	1,340円	3,230円	多摩	890円	1,000円	1,340円	3,230円				
	第3会議室	幸	中原	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円	—	中原	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円		
			麻生					麻生							
			高津	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円	高津	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円			
		多摩	890円	1,000円	1,340円	3,230円	多摩	890円	1,000円	1,340円	3,230円				
	第4会議室	幸	中原	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円	—	中原	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円		
			多摩					多摩							
		高津	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円	高津	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円				
	麻生					麻生									
第5会議室	多摩	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円	多摩	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円					
	高津	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円	高津	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円					
第6会議室	中原	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円	中原	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円					
	高津					高津									
	多摩	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円	多摩	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円					
集会室	岡上	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円	集会室	岡上	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円				
音楽室	幸	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円	—	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円					

改正後							改正前								
室		中原					室		中原						
	第1音楽室	高津	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円		第1音楽室	高津	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円		
	第2音楽室	高津	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円		第2音楽室	高津	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円		
	和室	幸	中原	1,790円	2,120円	2,800円		6,710円	和室	—	中原	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円
		高津	高津												
	和室	日吉	橘	670円	780円	1,120円		2,570円	和室	—	橘	670円	780円	1,120円	2,570円
		料理室	幸	中原	2,120円	2,680円		3,470円		8,270円	料理室	—	中原	2,120円	2,680円
	実習室	高津	高津												
		実習室	幸	中原	1,790円	2,120円		2,800円	6,710円	実習室	—	中原	1,790円	2,120円	2,800円
	高津		高津												
実習室	日吉	橘	890円	1,000円	1,340円	3,230円	実習室	—	橘	890円	1,000円	1,340円	3,230円		
	視聴覚室	中原	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円		視聴覚室	中原	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円		
高津	高津														
学習室	岡上	890円	1,000円	1,340円	3,230円	学習室	岡上	890円	1,000円	1,340円	3,230円				
第1学習室	多摩	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円	第1学習室	多摩	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円				

改正後						改正前					
		目吉	890円	1,000円	1,340円	3,230円					
		橘	670円	780円	1,120円	2,570円					
	第2学習室	多摩	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円					
		目吉	890円	1,000円	1,340円	3,230円					
	第3学習室	橘	890円	1,000円	1,340円	3,230円					
		目吉	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円					
	第4学習室	橘	890円	1,000円	1,340円	3,230円					
		目吉	890円	1,000円	1,340円	3,230円					
	茶華道室	岡上	890円	1,000円	1,340円	3,230円					
	体育室	幸多摩	330円	560円	1,120円	2,010円					
中原高津麻生		440円	780円	1,340円	2,560円						
多摩		330円	560円	1,120円	2,010円						
岡上		220円	330円	670円	1,220円						
		橘	670円	780円	1,120円	2,570円					
	第2学習室	多摩	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円					
		橘	890円	1,000円	1,340円	3,230円					
	第3学習室	橘	890円	1,000円	1,340円	3,230円					
		橘	890円	1,000円	1,340円	3,230円					
	第4学習室	橘	890円	1,000円	1,340円	3,230円					
		橘	890円	1,000円	1,340円	3,230円					
	茶華道室	岡上	890円	1,000円	1,340円	3,230円					
	体育室	中原高津麻生	440円	780円	1,340円	2,560円					
多摩		330円	560円	1,120円	2,010円						
岡上		220円	330円	670円	1,220円						
多摩		330円	560円	1,120円	2,010円						

備考 1 土曜日、日曜日及び休日に利用する場合の施設利用料の額は、規定利用料の2割増相当額とする。

2 利用許可の時間を超えて利用する場合の施設利用料の額は、超過時間1時間（30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。）につき、その直前の利用時間区分における施設利用料の2割相当額（1円未満の端数は、切り捨てる。）とする。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の施設利用料は、無料とする。

3 大ホールの利用について入場料を徴収する場合の施設利用料の額は、次の表の入場料金の区分に従い、規定利用料に増額の割合を乗じて得た額を、施設利用料に加えた額とする。

備考 1 土曜日、日曜日及び休日に利用する場合の施設利用料の額は、規定利用料の2割増相当額とする。

2 利用許可の時間を超えて利用する場合の施設利用料の額は、超過時間1時間（30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。）につき、その直前の利用時間区分における施設利用料の2割相当額（1円未満の端数は、切り捨てる。）とする。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の施設利用料は、無料とする。

3 大ホールの利用について入場料を徴収する場合の施設利用料の額は、次の表の入場料金の区分に従い、規定利用料に増額の割合を乗じて得た額を、施設利用料に加えた額とする。

改正後			改正前		
入場料金		増額の割合	入場料金		増額の割合
1,000円未満		5割	1,000円未満		5割
1,000円以上3,000円未満		10割	1,000円以上3,000円未満		10割
3,000円以上		20割	3,000円以上		20割
<p>4 大ホール（川崎市高津市民館に限る。）を見本市、商品展示会 その他これらに類する催物に利用する場合の施設利用料の額は、 大ホールの規定利用料の9倍相当額を加算した額とする。この場 合において、前項の規定は、適用しない。</p>			<p>4 大ホール（川崎市高津市民館に限る。）を見本市、商品展示会 その他これらに類する催物に利用する場合の施設利用料の額は、 大ホールの規定利用料の9倍相当額を加算した額とする。この場 合において、前項の規定は、適用しない。</p>		
2 設備利用料			2 設備利用料		
種別	単位	金額	種別	単位	金額
陶芸用電気窯	1台 1回	3,360円	陶芸用電気窯	1台 1回	3,360円
その他附帯設 備	1式、1台、1本、1列、1基、1枚、1 個、1脚、1双、1張、1室、1キロワッ トその他1単位 1回	5,600円	その他附帯設 備	1式、1台、1本、1列、1基、1枚、1 個、1脚、1双、1張、1室、1キロワッ トその他1単位 1回	5,600円
備考 1 本表においては、午前、午後及び夜間をそれぞれ1回として扱 う。			備考 1 本表においては、午前、午後及び夜間をそれぞれ1回として扱 う。		
備考 2 利用許可の時間を超えて利用する場合の設備利用料の額は、超 過時間1時間（30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。） につき、設備利用料の2割相当額とする。ただし、午前と午後又 は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の 設備利用料は、無料とする。			備考 2 利用許可の時間を超えて利用する場合の設備利用料の額は、超 過時間1時間（30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。） につき、設備利用料の2割相当額とする。ただし、午前と午後又 は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の 設備利用料は、無料とする。		
備考 3 前2項の規定は、陶芸用電気窯には、適用しない。			備考 3 前2項の規定は、陶芸用電気窯には、適用しない。		

1 条例改正までの経緯

(1) 「今後の市民館・図書館のあり方」(令和3(2021)年3月策定)

社会状況が変化し、市民ニーズも多様化する中、市民館・図書館が、地域の中でそれぞれの機能を最大限に発揮しながら、全ての市民が生涯を通じて学び続けることができるよう、概ね10年後の未来を見据えた理念を掲げ、その役割を果たしていくため、それぞれの施設運営や施設整備の方向性を示すものとして策定しました。

10年後の未来に向けて

「人生100年時代の生涯学習社会の実現」～生涯を通じた学びと成長～

10年後の川崎の未来に向けて、「人づくり」、「つながりづくり」、「地域づくり」を通し、持続可能な地域づくりと安心して暮らし続けられるしくみづくりを進め、人生100年時代の生涯学習社会を実現する。

今後求められる役割

「学びと活動を通じたつながりづくり」

市民館・図書館は、市民自身が学習の成果を地域での活動に活かすことで充実感を味わい、更なる学びにつなげていくとともに、学びと活動を循環させることで、持続可能な社会の実現に向けた「人づくり」や「地域づくり」が図られるよう、それぞれの強みや資源を活かした連携を進めながら、「学びと活動を通じたつながりづくり」の役割を果たしていく。

今後のめざす方向性

行きたくなる市民館・図書館

～利用及び参加の更なる促進～

「誰もが行きやすい・参加しやすい」、
「また行ってみたい・参加したい」市民館・
図書館となることをめざす。

まちに飛び出す市民館・図書館

～身近な地域に立脚した取組の推進～

まちに広がり、つながり、地域の誰もが身
近に感じるような市民館・図書館となること
をめざす。

地域の“チカラ”を育む市民館・図書館

～地域資源や担い手づくりの推進～

人づくり、つながりづくりを支える市民
館・図書館となることをめざす。

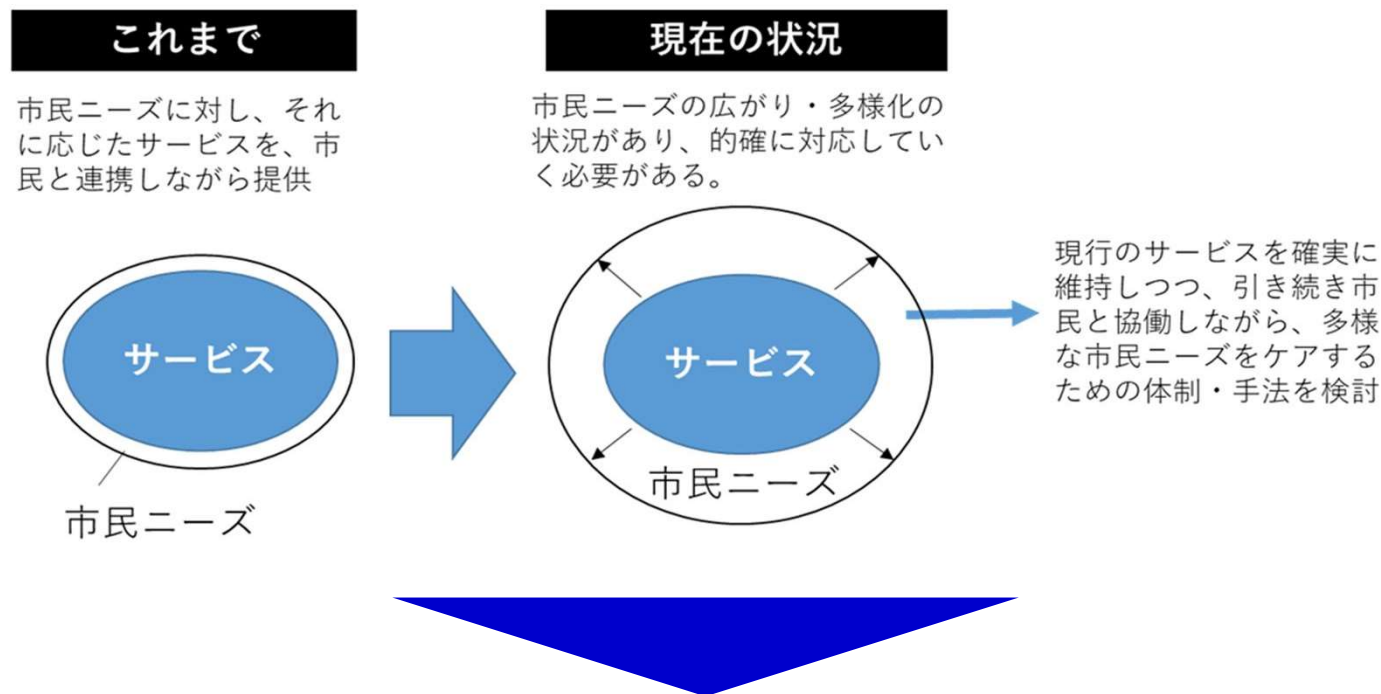
<効率的・効果的な管理・運営手法の検討>

今後の管理・運営に当たっては、それぞれの施設形態や諸室の配置、設備の違いなどに応じた適切な維持管理を実施し、効率的・効果的な管理・運営手法を検討していく。

川崎市市民館条例及び川崎市立図書館条例の一部改正について

(2) 「市民館・図書館の管理・運営の考え方」(令和4(2022)年8月策定)

市民からの多様なニーズに的確かつ柔軟に対応し、従来からの事業・サービス水準をしっかりと維持しつつ、新たな取組を展開していくために、「今後どのような管理・運営の手法が、「今後の市民館・図書館のあり方」実現のために適しているのか」、「生涯学習推進の拠点として最も市民ニーズに沿った市民館・図書館であるためにどうしたらよいのか」という視点に立ち、効率的・効果的な管理・運営手法を検討しました。



多様なニーズ・課題への対応に向け、民間事業者の発想や工夫、またノウハウ及びマンパワーを有効に活用しながら、事業・サービスの質を向上させつつ、これまでに本市が培ってきた知識・経験の継続や、公共性にしっかりと配慮した上で、市民館及び図書館の新たな管理・運営手法として、「指定管理者制度」の導入を行うこととしました。

川崎市市民館条例及び川崎市立図書館条例の一部改正について

2 指定管理者制度導入予定時期

【市民館】

市民館名	導入予定時期
教育文化会館	令和9（2027）年11月
大師分館（プラザ大師）	令和9（2027）年11月
田島分館（プラザ田島）	令和9（2027）年11月
幸市民館	令和10（2028）年7月
日吉分館（プラザ日吉）	令和10（2028）年7月
中原市民館	令和7（2025）年4月 導入済
高津市民館	令和7（2025）年4月 導入済
橘分館（プラザ橘）	令和7（2025）年4月 導入済
宮前市民館	令和14（2032）年度
菅生分館	令和14（2032）年度
多摩市民館	令和8（2026）年4月 導入済
麻生市民館	令和8（2026）年4月 導入済
岡上分館	令和8（2026）年4月 導入済

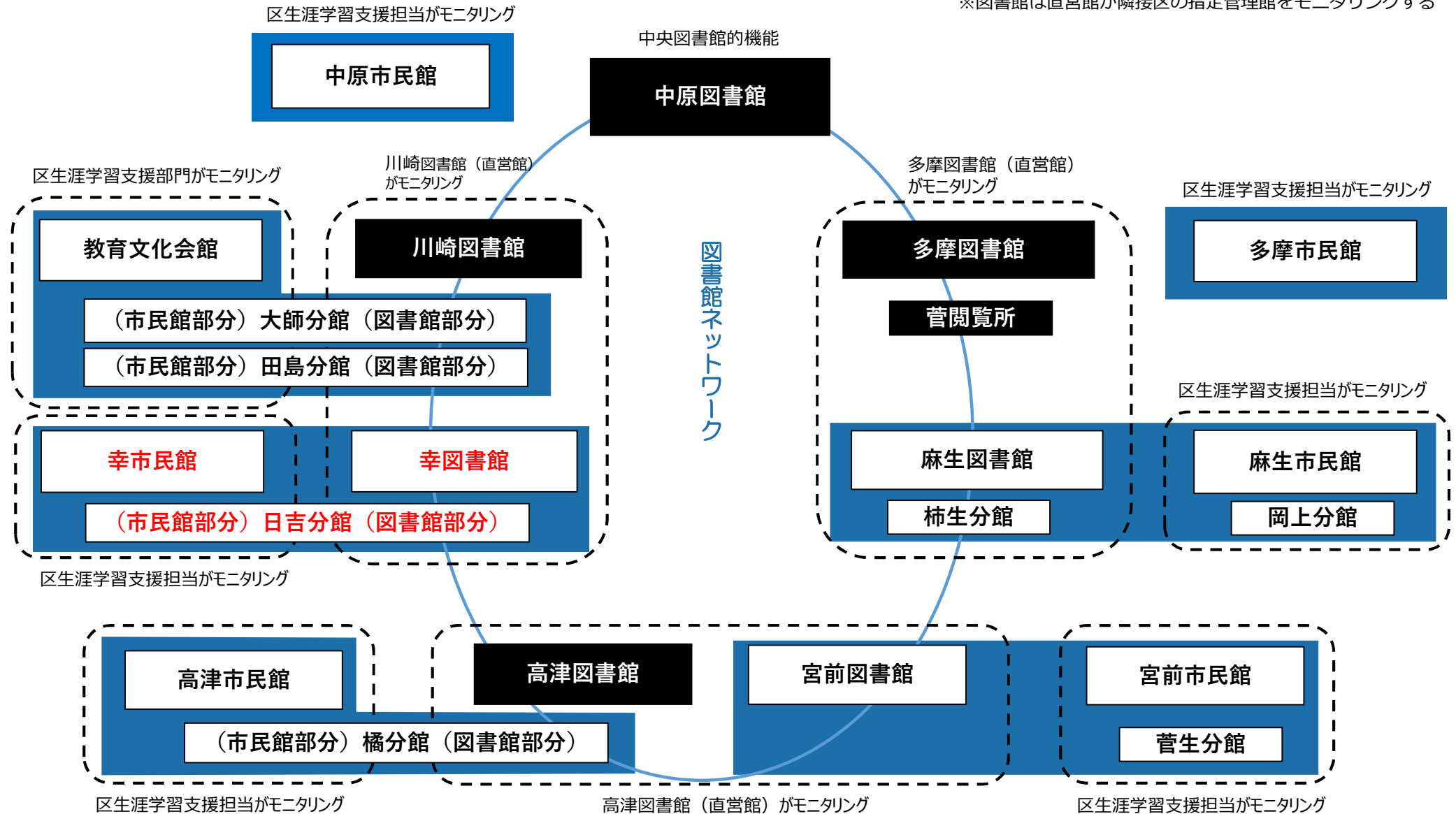
【図書館】

図書館名	導入予定時期
川崎図書館【直営館】	—
大師分館（プラザ大師）	令和9（2027）年11月
田島分館（プラザ田島）	令和9（2027）年11月
幸図書館	令和10（2028）年7月
日吉分館（プラザ日吉）	令和10（2028）年7月
中原図書館【直営館】	—
高津図書館【直営館】	—
橘分館（プラザ橘）	令和7（2025）年4月 導入済
宮前図書館	令和14（2032）年度
—	—
多摩図書館【直営館】	—
麻生図書館	令和8（2026）年4月 導入済
柿生分館	令和8（2026）年4月 導入済

川崎市市民館条例及び川崎市立図書館条例の一部改正について

3 指定管理者制度導入後の各館関係図

- ※ 黒色は直営館、白色は指定管理者制度導入館
- ※ 枠は同一指定管理者で対応
- ※ 市民館は枠線ごとに各区生涯学習支援部門が指定管理館をモニタリングする
- ※ 図書館は直営館が隣接区の指定管理館をモニタリングする



川崎市市民館条例及び川崎市立図書館条例の一部改正について

4 導入スケジュール

幸市民館、幸市民館日吉分館、幸図書館、幸図書館日吉分館

